

令和5年5月8日

保護者各位

青森県立八戸高等学校
校長 谷地村 克 久

本校における5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

平素より本校の教育活動に際しまして御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が法律上の5類感染症に移行することを受けて、県教育委員会が定めた方針に従い本校における出席停止の取扱い及び臨時休業措置等について、下記のとおり変更することといたしました。

なお、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導などの対策は、これまで通り継続しながら学校教育活動を実施してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、対策の内容については、感染流行時には変更することがありますのであらかじめ御了承願います。

記

1 出席停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は、(1) 及び (2) によるものとします。

(1) 医師の診断により陽性が判明した場合

① 有症状患者の場合

発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快（「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること）後24時間経過後、6日目から登校可能とします。ただし、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

② 無症状患者の場合

検体採取日を0日目として6日目から登校可能とします。ただし、検体採取日から7日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(2) 感染が不安で休ませたいとの相談があり、校長が次のように判断する場合

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であり、かつ、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がないなど合理的な理由がある。

(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

無理をせず、自宅で休養するよう推奨しますが、登校は制限いたしません。登校しない場合は欠席となります。

(4) 同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があつた場合

登校は制限いたしません。登校しない場合は欠席となります。

2 臨時休業措置等について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、季節性インフルエンザでの対応と同様に、臨時休業の実施や部活動の制限を検討します。

なお、休業や活動制限については、同一学級や同一部活動など、感染拡大の恐れがある範囲で措置を講じることとし、休業の期間については、新型コロナウイルスの潜伏期間が2～3日であることから、陽性判明者の最終登校日又は最終活動日から3日間程度とします。

また、休業措置を実施する場合は速やかに御連絡いたします。

問い合わせ先
教頭 畑井 和人
電話 0178(44)0916